

## 不利益処分基準（公表用）

所管部（局）・課（室）健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令の番号	平成 9 年法律第 123 号				
不利益処分の種類	指定居宅介護支援事業者の業務運営の公表	根拠条項	第 8 3 条の 2 第 2 項				
処 分 基 準	<p>( 1 ) 県が、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 2 条の 2 第 1 項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅介護支援事業が同項の期限内にこれに従わなかったとき</p> <p>( 2 ) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 38 号）</p> <p>( 3 ) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について （平成 11 年 7 月 29 日 老企第 22 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</p> <p>( 4 ) 介護支援専門員に関する省令（平成 10 年 4 月 10 日 厚生省令第 53 号）第 1 条～第 3 条</p>						
対応 区分		処理 機関	長寿社会課	交付 機関	長寿社会課	目次 NO	